

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑫)

施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局		作成責任者名	河川計画課長 廣瀬 昌由		
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。							施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
49 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における①河川堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率	①約37% ②約32%	平成26年度	①約42% ②約37%	①約47% ②約42%	①約55% ②約47%	①約59% ②約53%	①約64% ②約60%	①約75% ②約77%	令和2年度	【指標の定義】 ①河川堤防の整備率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合 ②水門・樋門等の耐震化率 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				
50 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(①国管理、②県管理)	①約71% ②約55%	平成26年度	①約71.3% ②約55.3%	①約71.8% ②約55.5%	①約72.2% ②約55.8%	①約72.9% ②約56.2%	①約73.8% ②約56.5%	①約76% ②約60%	令和2年度	【指標の定義】 人口・資産集積地区等を流下する河川延長のうち整備計画目標相当の洪水を流下させることのできる延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定				
51 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合	-	平成26年度	0%	0%	9%	39%	44%	100%	令和2年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち、最大クラスの洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村数の割合(=①/②%) ①:洪水ハザードマップを作成・公表し、情報伝達訓練等を実施した市町村数 ②:想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域内に含まれる市町村数 【目標設定の考え方・根拠】 ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、100%を目標として設定。 なお、浸水想定区域図作成と同時にハザードマップ公表及び訓練が実施されるよう、浸水域に含まれる市町村と事前に連絡調整を行うこととしている。				
52 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	約37%	平成26年度	約38%	約39%	約40%	約40%	約41%	約41%	令和2年度	【指標の定義】 【分子】対策実施数 【分母】要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等にかかる土石流危険浸流等の数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害から人命を守る施設整備の重点的な実施の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定				
53 土砂災害警戒区域等に関する①基礎調査結果の公表及び②区域指定数	①約42万区域 ②約40万区域	平成26年度	①約48万区域 ②約44万区域	①約53万区域 ②約49万区域	①約57万区域 ②約53万区域	①約63万区域 ②約57万区域	①約67万区域 ②約62万区域	①約65万区域 ②約63万区域	①令和元年度 ②令和2年度	【指標の定義】 ①土砂災害警戒区域等に係る基礎調査が完了した区域の結果公表数 ②土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害防止法に基づく取組の進捗状況を測る指標として、これまでの実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定				
54 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数	17都道府県	平成26年度	27都道府県	44都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	令和2年度	【指標の定義】 TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数 【目標設定の考え方・根拠】 大規模地震等による広域かつ甚大な被害を軽減するためには、関係機関との連携が重要になることから、地方自治体の実働訓練にTEC-FORCEが参加し、総合的な防災力の強化を図るものである。 早期に全国の都道府県との連携を強化し、国民の安全・安心及び民生の安定を図る必要があることから、平成32年度までに全都道府県で実施することを目標としている。				
55 国管理河川におけるタイムライン策定数	148市区町村	平成26年度	344市区町村	657市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村	730市区町村	令和2年度	【指標の定義】 国管理河川における洪水浸水想定区域内にある市区町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに、国管理河川における洪水浸水想定区域内の市区町村(730市区町村)全てにおいて、策定することを目標として設定				
56 最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数	0	平成26年度	0	75	801	890	931	約900	令和2年度	【指標の定義】 最大クラスの洪水、内水、高潮の浸水想定区域内にあり、市町村が浸水のおそれがあるものとして地域防災計画に位置づけた不特定・多数の者が利用する地下街等のうち、避難確保・浸水防止計画の作成等の措置を講じた地下街等の数 【目標設定の考え方・根拠】 令和2年度までに優先的に指定を行う浸水想定区域内にある地下街等の数を目標として設定。				

達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連1-⑧)	0055	237,064 (236,607)	212,009 (211,797)	313,871 (312,413)	340,781	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、河川改修事業については、河道の拡幅、築堤、放水路の整備、遊水地の整備等を、各河川の特性や背後地の資産の状況、災害の発生状況等を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら実施する。また、水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の保全・復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等、補助対象:地方公共団体)	49	河川改修事業(直轄・補助)及び 総合水環境整備事業(直轄)の実施箇所数 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する国管理河川の整備率を平成32年度末までに 約71%から約76%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水 に対する河川の整備率(国管理区間) 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する県管理河川の整備率を平成32年度末までに 約55%から約60%とする。 ・人口・資産集積等における河川整備計画目標相当の洪水 に対する河川の整備率(県管理区間) 令和2年度末までに、過去10年間に床上浸水被害を受けた 家屋のうち、未だ浸水の恐れのある家屋数を約6.5万戸から 約4.4万戸とする。 ・過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水 のおそれのある家屋数
(2) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	0118	10,291 (10,197)	13,938 (13,911)	14,371 12,710	-	台風や集中豪雨等による自然災害を受けた地域等で、再度災害による被害を防止するために、浸水被害を受けた河川の河道掘削や道路の崖崩れ発生箇所における崖崩れ対策、波浪被害を受けた港湾、海岸保全施設の護岸の嵩上げ等の再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 また、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するために、道路交通事故を受けて防護柵を整備する等の事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するため、関係府省庁へ予算を移し替えて実施する事業。 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)	-	災害等の発生を受けた当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度毎に災害等発生状況が変化するため、事前に活動 見込みを示すことは不可。 ・推進費の緊急配分により、再度災害防止等効果を約9ヶ月 早期発現することを目標とする。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との再度災 害防止の効果発現の短縮期間
(3) 河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊 急 事業)(平成7年度)	0119	8,288 (8,288)	9,910 (9,860)	7,986 (7,986)	5,057	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等 補助対象 地方公共団体	49	・事業着手時に平成26年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成27年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成28年度完了予定の事業の整備延長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) ・事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業の整備延 長 (予算執行ベースで事業計画延長を換算したもの) 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成26年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成27年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成28年度完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数 事業実施の契機となった出水に対する再度災害防止 (対象:事業着手時に平成29年度以降完了予定の事業) ・再度同規模の出水があった場合の床上浸水解消戸数
(4) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15 年度(補助))	0120	135,757 (135,524)	155,060 (155,025)	171,226 (170,927)	165,037	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。 このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	49	ダム建設事業の実施箇所数 (直轄事業、水資源機構事業、補助事業) 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する国管理河川の整備率を令和2年度末までに約 71%から約76%とする。 ・人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の 洪水に対する河川の整備率(国管理区間)

(5)	河川・ダム維持管理事業 (昭和元年度以前)	0121	161,272 (160,916)	159,504 (159,303)	219,508 (218,998)	178,115	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施する。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等(以下、「河川管理施設」という。)の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、河川管理施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施するとともに、河川管理施設の補修や、老朽化等に併い低下した機能回復等を実施する他にも、ダムの操作、堤体と貯水池の点検、巡視、補修及び、更新等を実施する。	-	・河川管理延長(河川区間) ・河川管理施設数 ・ダム数(国・水資源機構) ・河川管理施設の補修等により安全が保持された河川周辺の人口 ・ダムの補修等により安全が保持されたダム下流の人口 ※直轄管理区間のみ
(6)	砂防事業 (明治31年度)	0122	83,705 (83,239)	88,528 (88,243)	116,978 (116,766)	126,565	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	52	・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所 令和2年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 令和2年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
(7)	砂防管理事業 (平成20年度)	0123	767 (766)	546 (545)	683 (683)	1,488	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	-	除石量 適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(8)	地すべり対策事業 (昭和27年度)	0124	7,668 (7,589)	6,986 (6,927)	8,996 (8,565)	12,129	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。また、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表水・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。 (直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	-	・直轄事業実施箇所 ・補助事業実施箇所 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率
(9)	急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	0125	16 (16)	16 (13)	574 (574)	2,002	急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。 また、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護するものである。 (直轄:国費率10/10、補助:国費率1/2等)	52	・急傾斜地崩壊対策に関する検討業務 ・補助事業実施箇所 令和2年度に重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率を約49%から約54%まで引き上げる ・重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 令和2年度に要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率を約37%から約41%まで引き上げる ・要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率
(10)	下水道事業 (昭和32年度)(関連1-⑧、⑩)	0056	5,284 (4,150)	5,968 (5,884)	9,429 (9,119)	29,573	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①民間活力イノベーション推進下水道事業費補助・・・再生可能エネルギーの利用促進及び効率的な下水道整備等を図るため、PPP/PFI事業などの官民連携事業を支援(1/2、5.5/10等) ②未普及解消下水道事業費補助・・・公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ③浸水対策下水道事業費補助・・・集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、官民連携した雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究	-	-
(11)	防災・安全交付金 (平成24年度)	0419	1,194,712 (1,192,793)	1,221,435 (1,219,152)	1,347,337 (1,330,804)	983,258	地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。	-	社会資本総合整備計画数(全国ベース) 社会資本総合整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース)
(12)	水害等統計作成経費 (昭和36年度)	0126	13 (12)	13 (11)	13 (12)	12	①毎年、1月1日から12月31日までの間に発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益事業者施設等の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業者被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託のうえ、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することができる統計書等の作成。	-	水害統計の作成 水害統計ホームページ閲覧件数
(13)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	0127	19 (19)	19 (19)	19 (19)	19	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国の洪水予報施設の保守点検 適切に機能を発揮している予報施設数
(14)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	0128	39 (39)	39 (39)	40 (40)	40	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国の河川水理調査箇所数 統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合

(15)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	0129	8 (8)	8 (8)	7 (7)	7	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	統計処理可能な観測データが得られている観測所の割合 全国832箇所の河川水理調査観測所施設の内、修繕等を実施した箇所数
(16)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	0130	95 (95)	95 (95)	67 (67)	67	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一般河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	全国の洪水予報施設の更新 適切に機能を発揮している予報施設数
(17)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0131	65 (65)	65 (65)	65 (65)	65	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への拠出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	我が国から主張を行った水・防災分野における国際会議の開催数 我が国の主張を発信した水・防災分野に関する国際会議等における国連加盟国の出席数
(18)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	0132	4 (0)	4 (4)	4 (0)	4	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)の形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データ等を解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰が発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査の実施 土砂災害防止法第31条に基づく土砂災害緊急情報等の通知回数
(19)	海岸事業 (昭和24年度)(関連:1-④)	0028	13,037 (13,030)	12,108 (12,088)	17,021 (17,017)	15,598	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	・海岸事業実施箇所数(直轄) ・海岸事業実施箇所数(補助) ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を令和2年度までに約69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を令和2年度までに約76%まで整備する。
(20)	防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費 (平成30年度)	133	-	22 (21)	32 (32)	40	現地調査等により防災に関するプロジェクトやニーズを把握し、本邦企業の参画可能性、本邦防災技術の適用可能性といったニーズとシーズとのマッチングの検討を行い、各国との防災協働対話に係るワークショップ等において、各国のニーズにマッチした最適な政策や技術の組み合わせ等について効果的にアピールするための情報発信を行う。	防災協働対話ワークショップ及びその準備会合の開催回数 防災協働対話を通じ、情報発信を行った技術・政策の数
(21)	要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難に関する検討経費 (平成30年度)	134	-	22 (21)	22 (22)	-	要配慮者利用施設で実施されている避難確保計画作成・訓練の実施の取組事例について、災害別に施設種別毎の利用者の避難の難しさ等を考慮し、各種取組を体系的に整理・分析した上で、要配慮者利用施設における実効性の高い警戒避難について検討する。	水防計画等に関する技術資料の作成 ・水害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数) ・土砂災害に関する要配慮者利用施設における避難確保計画の作成割合(計画作成施設数/対象施設数)
(22)	災害対策等に資する測量・観測規程等の策定に関する検討経費 (平成30年度)	135	-	14 (14)	10 (10)	-	(三次元河川管理測量マニュアル等の策定について) 本事業は、河川をより迅速かつ高密度に測量するとともに三次元で監視し、変状の把握等を迅速化することにより効率的な河川管理の実施ができるよう、レーザー測量等を用いて河川を詳細に三次元で計測するためのマニュアル等の策定を行うものである。 本事業は、IoT等新技術を活用した新しい危機管理型の水位計測機器を有効に活用するための新しいマニュアル等の策定を行うものである。	・三次元河川管理測量マニュアル等を策定(平成31年度) ・危機管理型水位観測マニュアル等を策定(平成31年度) ・三次元河川管理測量を実施した河川数 ・危機管理型水位計が設置された水系数
(23)	砂防指定地等の管理の強化・支援についての検討経費 (平成30年度)	136	-	6 (5)	6 (5)	-	明治時代など古い時代の字指定などで資料が不足している等を理由に、砂防指定地の範囲が曖昧な地域に対して、実際に復元作業を実施し、指定範囲を明確にするための方法を検討し、事例集として取りまとめ、他地域に展開する。また、都道府県、市町村へのヒアリングや現地調査を行い、砂防指定地の管理の実態を把握する。調査の結果は、管理の優良事例、失敗事例として取りまとめ、都道府県へ展開する。	砂防指定地の指定範囲再現、砂防指定地の管理状況に関する事例集数 砂防指定地に係る固定資産評価額の減価補正に係る資料提供率(提供済都道府県数/都道府県数)
(24)	TEC-FORCEの体制強化のための民間人材育成・確保に必要な経費(令和元年度)	137	-	-	14 (14)	11	TEC-FORCEの活動支援に必要な民間人材に対し、技術等を習得させるため、人材育成プログラムを企画立案・実施する。また、人材育成プログラム修了者を登録・管理するシステムを構築・運営することで、一定程度の民間人材を確保するとともに、定期的に研修・訓練への参加を促し、民間人材の能力を維持することで、リエゾンや被災状況調査等、被災自治体を支援する体制の初動対応能力の向上を図る。	平成34年度までに、人材育成プログラムを修了し管理システム 人材育成プログラムに基づく研修・訓練の実施回数 ※平成31年度は試行的実施を見込んでいる。
(25)	噴火時の緊急調査及び緊急ハード対策に関するマニュアルの作成経費(令和元年度)	138	-	-	12 (11)	12	遠隔操作技術等を活用し、噴火により立ち入り困難な地域における降灰分布や降灰厚分布を、詳細かつ迅速に把握する手法や機器の仕様等を検討する。検討結果をマニュアルとしてとりまとめ、既存の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に追記し、改定する。	平成36年度までに火山災害警戒地域の指定された49火山において改訂後の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づいた火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を行う。 噴火時の緊急調査に関するマニュアル作成を目的として開催した検討回数
(26)	気候変動の影響を考慮した高潮特別警戒水位の設定方法に関する検討経費(平成31年度)	139	-	-	10 (10)	8	高潮特別警戒水位の検討が先行している自治体の検討手順及び検討過程における課題等を収集・整理し、手引きとしてとりまとめる。また、日本沿岸における過去の潮位観測結果を収集し、気候変動による海面水位変動の実績量を把握する。	令和2年度までに水防法に基づく高潮特別警戒水位が設定されている沿岸数を24にする。 高潮特別警戒水位の設定の手引き(案)の作成数

(27)	水門・陸閘等の閉鎖に係る共通認識形成に必要な経費 (平成30年度)	140	-	6	6	-	浸水シミュレーションを用いた合意形成に係るケーススタディの実施及び新技術の適用条件や有効性の整理を行う。	水門・陸閘等の閉鎖・統廃合又は新技術を活用した自動化・遠隔操作化について調査を実施した箇所数 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率(海岸)(=自動化・遠隔操作化されている水門・陸閘等の基数/南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の基数)
(28)	防災・減災対策等強化事業推進費 (令和2年度)	新02-0011	0	0	0	31,001	以下の防災・減災対策の強化を行う公共事業を対象に、年度途中で緊急的かつ機動的に関係府省庁へ予算を配分する。 ・事前に防災・減災の強化を図るための事前防災・減災対策 ・災害を受けた地域における再度災害防止対策 ・公共交通(陸上交通・海上交通・航空交通)に係る重大な事故が発生した箇所における事故の再発防止対策 (※国庫負担率、国庫補助率は各対象事業で決められた率に従う。)	当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) ※年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に予算配分するという性質上、事前に活動見込みを示すことは不可。 ・推進費の緊急配分により、防災・減災効果を9ヶ月早期発現することを目指す。 ・推進費を配分しない場合と緊急配分した場合との防災・減災の効果発現の短縮期間
(29)	地域の精通した水害の専門家育成による地域防災力の向上の検討経費(令和2年度)	新02-0012	-	-	-	12	適切かつ実践的な助言、指導できる専門知識を有する専門家を確保し、その人材により市町村へ派遣することで市町村の人材不足、理解不足を補完し、市町村の自主的、継続的な避難訓練の実施の強化等の地域防災力向上に資する検討を行う。	専門家の市町村への派遣数 水防法第十五条に基づく、最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練の実施を令和4年度までに100%にする。
(30)	小規模な溪流対策計画策定・設計マニュアルの作成経費 (令和2年度)	新02-0013	-	-	-	13	流域面積が小さい溪流は、谷出口に住家等が近接している場合が多く、土石流が発生すると人的被害が発生する可能性が高いと考えられる。一方、流域面積が小さい溪流は、施工ヤードがせまく、進入経路の確保も困難であるなど、従来工法では施工が極めて困難となる。小規模な溪流における効果的・効率的な対策の推進を図るため、小規模な溪流に特化した土石流対策計画策定・設計手法を作成する。	小規模な溪流対策に関する検討会等の開催回数 小規模な溪流対策の普及
(31)	陸閘閉鎖等の防災情報の的確な伝達方策の検討に必要な経費 (令和2年度)	新02-0014	-	-	-	7	陸閘閉鎖等の防災情報の提供等に関する現況及び課題の把握を行い、効果的な防災情報の提供手法等の提案を行い、その提供手法等について、ケーススタディの実施による評価を行う。得られた成果はガイドラインにとりまとめ、海岸管理者に共有する。	効果的な情報伝達方策に関する調査箇所 取り残され事案の発生数
施策の予算額・執行額			838,731	953,079	803,718	808,477	【施政方針】 ・第196回国会施政方針演説(平成30年1月22日) 「防災、減災に取り組み、国土強靱化を進めるとともに、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする災害からの復旧復興を、引き続き力強く支援してまいります。」 ・第197回国会施政方針演説(平成30年10月24日) 「治山・治水、ため池の改修など、防災・減災、国土強靱化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中で実施いたします。強靱な故郷、誰もが安心して暮らすことができる故郷を創り上げてまいります。」 ・第198回国会施政方針演説(平成31年1月28日) 「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」 【閣議決定】 ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) 「強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。」 ・国土強靱化基本計画(平成30年12月14日) 「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)	
備考								

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。